

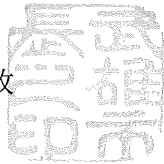
公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び武雄市税条例第 1 8 条の規定により公示送達する。

なお、公示送達にかかる書類は武雄市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出によりいつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

武雄市長 小 松 政



記

|                         |                                              |
|-------------------------|----------------------------------------------|
| 送達すべき書類                 | 令和 8 年 8 月 1 0 日付の令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税に関する書類 |
| 送達を受けるべき者の<br>氏名（通知書番号） | 大竹 一輝（5 1 7 4 7）                             |
| 備 考                     |                                              |